

議案第176号

京丹後市火災予防条例の一部改正について

京丹後市火災予防条例の一部を改正する条例を別記のようく定める。

令和7年11月28日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

林野火災の予防の実効性を高めることを目的に林野火災注意報及び林野火災警報の的確な発令について、火災予防条例（例）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別紙)

## 京丹後市火災予防条例の一部を改正する条例

京丹後市火災予防条例（平成16年京丹後市条例第218号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」を  
「 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）  
第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）」に  
改める。

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

### 第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、

第29条各号に定める火の使用的の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」の次に「第1項」を加える。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

京丹後市火災予防条例(平成16年京丹後市条例第218号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市火災予防条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第218号</p> <p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2～第29条の7)</p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>第1条～第28条 (略)</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報 _____が発せられた場合における火の使用については、 次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行 うこと。</p> <p>第29条の2～第29条の7 (略)</p>	<p>京丹後市火災予防条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第218号</p> <p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2～第29条の7)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u></p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>第1条～第28条 (略)</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報 をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、 次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第29条の2～第29条の7 (略)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防</u> <u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野 火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に關 する注意報を発することができる。</p> <p>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるま での間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に 従うよう努めなければならない。</p> <p>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の 使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</p>

現行	改正案
<p>第30条～第42条の2 (略)</p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条 <u>_____</u>において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第43条～第44条 (略)</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>_____</u></p> <p>_____</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第45条の2～第51条 (略)</p>	<p><u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用制限)</u></p> <p><u>第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u></p> <p>第30条～第42条の2 (略)</p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第43条～第44条 (略)</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p> <p>第45条の22～第51条 (略)</p>

現行	改正案
	<p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年1月1日から施行する。</u></p>

【議会基本条例第8条第1項関係】

## 政策等の形成過程の説明資料

令和 7 年 12 月 定 例 会

議案の件名	議案第 176 号 京丹後市火災予防条例の一部改正について	政策等の区分	計画・事業・条例 その他( )																		
『政策等の概要』	『市民参加の状況』																				
令和7年2月に発生した大船渡市林野火災を受け、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令によって林野火災予防の実効性を高めることが必要とされたことを踏まえ、国から通知された「火災予防条例(例)の一部改正について」を参考に、本市火災予防条例の一部改正を行うものである。			有・無(パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)																		
『政策等の必要性』	『財源措置の状況』(単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入)(単位:千円)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源												
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源																
『提案に至るまでの経緯』	『将来にわたる効果及び経費の状況』																				
令和7年10月31日 例規審査委員会で改正条例案について審査	まちづくり 27の施策	6	地域ぐるみによる消防・救急体制の充実																		
『政策等の実施時期』	○その他の計画(該当する場合のみ)																				
令和8年1月1日から施行する。	計画名称																				
	策定年度																				
	計画期間																				
	担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)																		
	消防本部	予防課	有・無																		

## 京丹後市火予防条例の一部改正 改正概要

議案第176号

資料1

No.	改正条項等	形態	内容	関係省令等
1	第3章の3	目次の追加	第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）を追加した。	
2	第29条	規定の整備	本条に規定する警報は、消防法第22条第3項に規定する火災に関する警報であることを明確にするため、根拠法令を加えた。	消防法第22条第3項
		第7号を削除	一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の生活様式の変化等を踏まえ、火災警報発令中における火の使用制限について、第7号を削除した。（第7号：屋内において裸火（囲炉裏、ろうそく、コンロ等）を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと）	
3	第29条の8第1項	規定の追加	<p>気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発令することができることとした。</p> <p>【林野火災注意報発令基準】</p> <p>※前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であることに加え、次の各号のいずれかに該当するもの。ただし、当日に降水が見込まれる場合や、積雪がある場合には、この限りでない。</p> <p>(1) 前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下である場合  (2) 乾燥注意報が発表された場合  (3) 市長が本市において、乾燥注意報発表基準に該当すると認めた場合</p>	火災予防条例施行規則第3条第2項
4	第29条の8第2項	規定の追加	<p>林野火災注意報を発令した場合は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととした。</p> <p>【第29条各号】</p> <p>(1) 山林、原野等においての火入れをしないこと。  (2) 煙火を消費しないこと。  (3) 屋外において火遊び又ははき火をしないこと。  (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。  (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。  (6) 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。</p>	
5	第29条の8第3項	規定の追加	前項の火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとした。	
6	第29条の9	規定の追加	<p>林野火災警報を発令した場合は、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとした。</p> <p>【林野火災警報発令基準】</p> <p>※林野火災注意報発令基準に掲げるものに加え、次の各号のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 強風注意報が発表された場合  (2) 市長が本市において、強風注意報発表基準に該当すると認めた場合</p>	火災予防条例施行規則第3条第3項

No.	改正条項等	形態	内容	関係省令等
7	第42条の3第1項第3号中	規定の整備	第45条に第2項を追加したことに伴い、第42条の3第1項第3号中の「第45条」を「第45条第1項」に引用条文を整理した。	
8	第45条第1項第1号	規定の整備	火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出に、たき火が含まれることを明確にした。	
9	第45条第2項	規定の追加	<p>消防署長は、第45条第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることした。</p> <p>【第45条各号】</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）  (2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け  (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催  (4) 水道の断水又は減水  (5) 消防隊の通行その他消防活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事  (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）</p>	